

◎新潟県告示第654号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和3年5月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 登録養成施設の名称

新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品衛生プログラム

2 変更内容

登録養成施設の名称

（変更前）新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品科学コース食品衛生プログラム

（変更後）新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科食品衛生プログラム

3 変更年月日

令和3年4月1日